



市議会11月定例会で可決されました

11月27日～12月19日に開催された市議会11月定例会で可決された主な内容をお知らせします。

● 条例案件

中核市移行に伴い制定が必要な条例

吹田市民生委員法施行条例

民生委員の定数を定めません。

吹田市保健所条例

府から移管を受け、市に設置する保健所について必要な事項を定めます。

吹田市産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する条例

土壌汚染などの環境汚染の防止を目的に、適正な保管・

処理などを定めます。

吹田市屋外広告物条例

屋外広告物の表示などの制限や屋外広告物の登録などに必要な事項を定めます。

吹田市手数料条例等の一部改正

吹田市使用料・手数料及び自己負担金改定に関する基本方針に基づき、課税所得証明書などの手数料や自然の家などの使用料を改定します。

吹田市水道条例の一部改正

施設整備の財源を確保し、

経営基盤を強化するため、水道料金を改定します。

● 予算案件

いじめ予防推進事業など

187万円

いじめに関する専門性の向上を目的とした研修、学校で起こるトラブルなどに法的な視点でアドバイスを行うスクールロイヤーの業務範囲の拡充を行います。

審議内容は3月1日発行の市議会だよりに掲載されます。

使用料・手数料を改定します

「吹田市使用料・手数料及び自己負担金改定に関する基本方針」に基づき、4月から一部の使用料・手数料を改定します。

(1) 課税所得証明書、納税証明書 交付手数料 200円から250円に改定。5月に開始予定のマイナンバーカードを使ったコンビニでの課税所得証明書の交付は200円。

(2) 千里山コミュニティセンター 使用料 多目的ホール(午後)を8300円から4700円に改定など。

(3) 千一コミュニティセンター (4) 総合運動場 (5) 自然の家 (6) 留守家庭児童育成室(7月から)

詳しくは市ホームページで確認してください。

改定の方針などは企画財政課(☎63884・1287) 6368・7343)、詳細は(1)税制課(☎6384・1243)、(2)市民自治推進室(☎63884・1326)、(4)文化スポーツ推進室(☎6384・2394)、(5)同施設(☎0740・24・0131)、(6)放課後子ども育成課(☎63884・1599)。

No.54

市長コラム

こもれび通り



後藤圭二

え、そなんん居てた?

「あのお店の壁の絵、良かったよねえ」「絵なんてあったかなあ、それよりお皿が可愛くなかった?」「どのお皿やった?」

こんなやりとりって時々ありませんか。見慣れたまちの風景、テレビ番組や新聞記事、人の話に関しても。そして「あんだ、どこ見てたん」「何聞いてたん」と。

ひたすら海に潜っていた学生時代。生物研究のクラブで私は魚類班に所属していました。他に軟体班(貝類)、節足班(エビ・カニ類)があり、それぞれが対象物を調査します。私は主に海で動くものに、軟体班は砂の中や岩場の表面に、節足班は穴の中に、それぞれ目を凝らします。

ある日、石垣島の海で巨大なマンタ(オニイトマキエイ)が悠然と私の真上を横切ったのです。その驚きや感動を伝えても、他班のメンバーは「え、そなんん居てたっけ」と。一方で、皆が見た大きなイセエビは私の視界に入っていなかったのです。

自分が見たこと、感じたことは事象全体の一部であり、多様な人と情報を共有しないと物事の全容は見えないのだ、ということを感じたのです。

改めて、多様な視点を持つチームメンバーが知恵を持ち寄り、バランスよく仕事を支えてくれていることを感じる今日この頃です。